

死刑執行にかかる会長声明

- 1 2014年26年6月26日、大阪拘置所において、1名に対して死刑が執行された。谷垣禎一法務大臣による5度目の執行であり、合計9名に対して死刑の執行を命じたことになる。極めて遺憾であり、当会は改めて死刑執行に強く抗議する。
- 2 言うまでもなく死刑は、最も基本的な人権である生命に対する権利を否定する究極の刑罰である。ひとたび執行されてしまえば、誤判に基づき死刑判決がなされた場合、取り返しがつかない。日本においても、いわゆる免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件という4つの死刑確定事件において再審無罪判決がなされており、司法においては誤判の危険性が必然的に内包されていることは明らかである。
本年3月になされた袴田事件にかかる再審決定は、刑事司法制度が完全ではないことを如実に表している。袴田事件の再審開始決定は、えん罪の恐ろしさはもちろんのことであるが、死刑制度の問題点を浮き彫りにした。
- 3 本件において、大阪拘置所で執行された死刑確定者は、知的障害及び広汎性発達障害によって行動制御能力が著しく減退していたとして、一審で精神鑑定が行われるなどその刑事責任能力について疑念が呈されていたものである。それにもかかわらず、被告人が生存したままの再審可能性を不可逆的に閉ざしたことになり、極めて遺憾である。
- 4 死刑の廃止は国際的な趨勢であり、世界で死刑を廃止又は停止している国は140カ国に上っている。死刑を存置している国は58カ国であるが、2013年に実際に死刑を執行した国は、日本を含め22カ国であった。いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国（34カ国）の中で死刑制度を存置している国は、日本・韓国・アメリカの3カ国のみであるが、韓国とアメリカの18州は死刑を廃止又は停止しており、死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。
- 5 日弁連は、2013年2月12日、谷垣法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提

出して、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査の上、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止すること等を求めていた。当会も、再三にわたり、政府に対し、死刑に関する全社会的議論が尽くされるまでの間、死刑執行を停止するよう求めてきた。

しかし、未だ全社会的議論は開始されたとすら言えず、死刑制度について公に議論する場すら設けられていない。

このような状況のもとで、死刑が執行されたのは、極めて遺憾な事態であり、全社会的議論を尽くす努力を放棄したものと言わざるを得ず、到底容認できない。

6 当会は今回の死刑執行に対し強く抗議するとともに、改めて死刑執行を停止し、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度の廃止について全社会的議論を直ちに開始することを求めるものである。

2014年7月22日

宮崎県弁護士会

会長 柏田芳徳

